

平成25年 第5回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年3月21日（木）午前10時03分

場 所：教育委員会室

平成25年3月21日

## 東京都教育委員会第5回定例会

### 議 題

#### 1 議 案

##### 第17号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第18号議案、第19号議案及び第20号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 東京都独自の道徳教育教材集の作成・配布について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	庄 司 貞 夫
	理事	高 野 敬 三
	総務部長	松 山 英 幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明 彦
	指導部長	坂 本 和 良
	人事部長	岡 崎 義 隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈 久
	人事企画担当部長	加 藤 裕 之
（書 記）	総務部教育政策課長	八 田 和 嗣

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成25年第5回定例会を開会します。

初めに、新委員の紹介です。川淵三郎委員の後任として、平成25年2月28日付けで乙武洋匡委員が就任されましたので御紹介します。一言御挨拶をお願いします。

【乙武委員】 乙武です。私は、2007年4月から3年間、杉並区立杉並第一小学校で教壇に立った経験がありまして、また、私自身がマイノリティーとして生きてきた経験を生かして、積極的な活動がしていけたらいいと思っています。不勉強ですが、色々なことを学びながらお力になればと思っています。どうぞよろしくお願い致します。（拍手）

【委員長】 取材・傍聴関係です。報道関係は東京M×テレビほか6社、合計7社、個人は合計12名からの取材・傍聴の申込みがございました。なお、東京M×テレビ外2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。 異議なし では、許可します。入室をしていただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員をお願いします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回2月14日開催の第3回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし では、第3回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回2月21日開催の第4回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくお願い致します。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第18号議案から第20号議案ま

で及び報告事項(2)については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

委員長職務代理者の指定の件です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項により、委員長に事故等があるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。と規定されています。委員長職務代理者については、第1順位として内館委員、第2順位として竹花委員の2名を指定させていただいております。内館委員の職務代理者としての任期が平成25年3月22日までとなっていますので、引き続き平成25年3月23日から平成26年3月12日まで、内館委員に委員長職務代理第1順位としてお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし では、引き続き内館委員に委員長職務代理第1順位をお願いすることいたします。ありがとうございました。

## 議 案

第17号議案 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 それでは、審議に入ります。

第17号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明を教育政策担当部長、よろしく申し上げます。

【教育政策担当部長】 第17号議案 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

教育庁処務規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に「教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。」とされていまして、この規定に基づき、教育庁の部課の組織及び職員の職責を定めているものです。

改正理由ですが、喫緊の教育課題に迅速に対応しまして、教育改革を推進していくため、既設の「理事」の職を「教育監」の職に改めるといふものです。

また、改正内容ですが、「理事」を「教育監」に改めるとともに、その職責を「教

育監は、学校教育の専門的事項に関する事務につき、教育長を補佐し、これらの事務を整理する。」と規則において改めるというものです。

次に、本改正の意義ですが、配布資料の2枚目、A3の資料を御覧ください。

「1 教育行政における喫緊の課題」です。現在、いじめや体罰問題への対応、学力向上施策の充実、都立高校改革の推進、小中高一貫教育校の設置検討などをはじめ、多くの課題があります。それらへの迅速な対応が求められているところですが、これらの教育課題に対応するためには、教育の専門職員、これは教員系の職員のことで、それと行政系職員が緊密に連携しまして、教育庁挙げて取り組むことが必要になっています。また同時に、こういった教育課題に対しては、学校現場の実情に即したきめ細かい対応が求められているところです。

「2 教育監設置の意義」を御覧ください。今回の制度改正の意義ですが、学校現場を熟知している教員系のトップである教育監が、教育の専門職員、いわゆる教員系職員と行政系職員の力を統合して、組織横断的に対応することで、課題解決に向けて教育長を補佐し、教育改革を加速させるという体制を整えるものです。

改正内容についての説明は以上です。本案につきましては、本日御承認いただければ、4月1日から実施していきたいと考えています。御審議のほどよろしく願います。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございますか。

【瀬古委員】 今、理事は何人いるのですか。

【教育政策担当部長】 教育庁においては1人です。

【瀬古委員】 高野さんですか。

【教育政策担当部長】 はい。

【瀬古委員】 名前が変わるだけですか。

【教育政策担当部長】 例えば小中高一貫教育の設置検討、あるいは学力向上施策に対して今、PTという部を横断して色々な検討組織を作っていますが、都立学校教育部、指導部、人事部等を取りまとめて、そのトップとして素案をまとめて、ここで御議論いただくという職責を、実際に現在もやっけていただいています、それを更に強化していこうというものです。

【委員長】 職責上、フローで書くと、教育長がいて、理事はそれに点線で横から入っていたような感じになっていて、いわばアドバイザーというか、コンサルタントという感じで活動していたのを、教育長の直接下に教育監ということで位置付けるといことですね。

【教育政策担当部長】 はい。図示はしていませんが、いわゆるライン&スタッフという組織論からいくと、限りなくライン組織に近いものにしていきたいと考えています。

【委員長】 フロー上からいくと、実際にはラインの仕事をしていたのでしょうかけれども、今まではラインではなかった。きちんとしたシステムになっていなかったといことですね。

【教育政策担当部長】 はい。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【乙武委員】 私、「教育監」という言葉はなじみがなかったのですけれども、これは新たに生み出した言葉なのか。それとも、もともとある職務名で、それを持ってきたのか。

【教育政策担当部長】 二つありまして、一つは、東京都においては、次長、理事、技監、この三つがある局が多うございまして、その中で次長というのは教育長と管理スパンはほぼ同じです。理事につきましては、特定の課題についてスタッフ的な立場です。技監は、いわゆる技術系職員、建築職とか、土木職とか、あるいは医師、こういった方が特定の行政スパンに基づいて設置されています。

その中の、今のポストでいくと、理事というのはどこの局にもあります。それ以外に、例えば建設局においては「道路監」という組織がありますし、総務局においては「危機管理監」、それから内閣官房においても同じように「危機管理監」というものがあります。ですから、分野を特定した「監」という名前を考えたところです。

また、他県の例でも、「教育指導監」や教育に関する「監」という名前がありますので、こういったものを参考にして「教育監」という名前にしました。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【委員長】 よろしいですか。

【竹花委員】 6条の、教育長の下に「教育監」を加えるというのはどういうことですか。

【教育政策担当部長】 2ページの第3条第2項に、「教育庁に次長、理事を置くことができる。」の「理事」の部分を「教育監」とするものが1点です。

もう1点は、新旧対照表の第4条第2項において、これまでは「理事は、教育長を補佐する。」としていたものを、「教育監は、学校教育の専門的事項に関する事務につき、教育長を補佐し、これらの事務を整理する。」と改めるものです。

【竹花委員】 6条に加えた趣旨は何ですか。

【教育政策担当部長】 1つは、他の局でも「理事は局長を補佐する。」という一般的な書き方になっていたのですが、非常に専門性の高いものと、これらの事務を整理するというところで、先ほど申し上げた各部をまたがって、行政的な言葉で言いますと、特定の事務について教育監が整理するという言い方になりますが、束ねていくということ表現しているものです。

【竹花委員】 今、改正する理由は何ですか。

【教育政策担当部長】 教育課題が、いじめ・体罰、小中高一貫教育校など、非常に早く対応したいということがございまして、直近の時期の25年4月1日を考えたところでは。

【竹花委員】 規定上、理事というこれまでの職の事務を明らかにするとともに、理事というものの外向けの地位を少し高めようではないか。そのことで、もっとしっかり活動してもらおうではないかという趣旨と受け止めますが、それでよろしいですか。

【教育政策担当部長】 はい。

【竹花委員】 それはよろしいと思います。反対することはありませんが、念のため、待遇はどうなるのですか。

【教育政策担当部長】 給与上ということでございますれば変わらないということです。

【竹花委員】 今まで以上に働かせるが給料は変わらない、こういう趣旨ですね。

【教育政策担当部長】 はい。



【竹花委員】 それもよろしいでしょう。分かりました。それでは、私はこの案に賛成します。

【委員長】 教育長に伺いたいのですが、これまでは、理事は点線で教育長につながっていた。それが、今度職責として、はっきり教育長の下に入ることになった。それによって、相当大きな違いが出てきますか。精神的なことも含めて、教育長としてはどうでしょう。

【教育長】 今説明申し上げましたけれども、実質的には庁内の色々な調整を理事のポストで、特に教育の専門的な内容に係る事項については行っていますが、今、課題がかなり難しくなっていて、加えて、スピードアップを図らなければならない。そのためには、教員系は教員系、行政系は行政系という形では、プロジェクトを進めていくのがどうしても難しい面があります。それで、教育監のところはかなり強力に行政系と専門の教員系の力を統合して、特に小中高一貫などはかなり難しいプロジェクトですので、内容を詰めることから、設置しようとする場所の区市町村と調整も図らなければならない。あるいは、これから文部科学省との意見調整も必要になってくるだろうと思っています。そういうプロジェクトを推進するために、教育監ということで強力に進めていきたいという、ある意味の組織強化というふうに御理解いただければと思います。

【委員長】 分かりました。よろしいですか。

もう一つ、お願いですが、東京都教育委員会で実行する施策、今回のケースは法律のようなものの改正ですから施策と言えるかどうか分かりませんが、必ず新しいことを実施したときは何年か後に評価しますね。その改正が良かったかどうか、新しいポリシーの導入は効果があったかどうか。今回のケースについてはどうしますか。何か考えていますか。今まで理事があって、今度、教育監ができましたが、その違い。教育監を置いたことによって、私は多分良い方向にいくと思っているのですが、その辺の評価については何か考えがありますか。

【教育長】 組織の評価については、組織改正した後、必ず点検していかなければいけないだろうと思っています。大きな組織改正を行ってきましたし、今回の理事から教育監に変わるというのも、ある意味では、教育委員会としては力を入れた改正で

すので、この評価は1年ないし2年たったところできちんと評価して、教育委員会の場で御報告申し上げたいと思います。

【委員長】 是非そうしてください。

【教育長】 はい。

【委員長】 ほかによろしゅうございますか。 異議なし それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

## 報 告

### (1) 東京都独自の道徳教育教材集の作成・配布について

【委員長】 報告事項(1)東京都独自の道徳教育教材集の作成・配布について、説明を指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 報告資料(1)に基づき、東京都独自の道徳教育教材集の作成・配布について、説明します。

本道徳教育教材集は、次代を担う子供たちに、人が人として生きていく上で大切にすべき道徳的価値を継承させ、道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深め、規範意識や思いやりの心など、豊かな心を育成するために作成・配布するものです。

都独自の道徳教育教材集の作成については、昨年7月に中学校版ということで「心みつめて」を作成・配布したところです。今回御報告するものは、その小学校版ということで、1・2年生版、3・4年生版、5・6年生版と3部セットになっているものを、来年度早々、4月に各学校に配布するということについての報告です。

本道徳教育教材集の構成と特徴については、中学校版と同じで全体を3章構成にしているということ。内容としては、児童が自分の生き方を考えることのできる教材集。道徳的価値について、自分の考えを深めていくことのできる教材集。ここまでは一般的な道徳の教材集のねらいと同じです。ただ、今回、都で作っていますのは、道徳の授業だけでなく、他の教科等でも活用できる。また、学校だけでなく、家庭に持ち帰

って保護者と一緒に見ながら、家庭と連携して児童の豊かな心を育てることができる教材集、こういったことを目指して作ったものです。

活用につきましては、来年度、4月からを考えています。公立小学校の全児童に4月初旬に配布する予定です。

あわせて、本教材集の活用方法を教員に周知するために、4月下旬には指導資料集を、更に、家庭と連携して使っていただければということで、保護者向けのリーフレットも4月下旬に配布する予定です。さらに、説明会を中学校版でも行いましたけれども、小学校版の活用方法について、各小学校の道德教育推進教師等を対象にした説明会を4月下旬に行い、資料作成の趣旨、活用方法についても徹底していきたいと考えています。

内容に触れさせていただきます。3種類ありますが、小学校1・2年生版を中心に説明します。

まず、目次の次のページに巻頭言に当たるものがあります。『大学』の中から、「日々に新たに、又日に新たなり。」を小学校低学年では選ばせていただきました。低学年というのは、日々新しい出会いの連続ですので、そういったところで学びを広げてほしいという意味を込めて、この言葉からスタートしました。

第1章は「先人のことばに学ぶ」です。ここでは18の言葉を掲載しています。ここは、リズム感があり、繰り返し暗唱するということで、少しずつ言葉の意味について理解していく内容になっています。

2ページには、二宮尊徳の「大事をなさんと欲せば、小さな事を、怠らず勤むべし。小積りて大となればなり。」という言葉に掲載しました。これは地道にやり遂げることの大切さを理解させるための内容になっています。

また、6ページを御覧ください。「おまじない みみずみつお」という詩を掲載しました。この詩は、困難に出会ったとき、自分で自分を励ますことができるように、そういった内容を入れています。

10ページには、上杉鷹山の「成せば成る成さねば成らぬ 何事も 成らぬは人の成さぬなりけり」という有名な言葉を掲載しました。

また11ページには、『論語』から「過ちて改めざる、是を過ちと謂う。」という言

葉を掲載しました。この言葉は難しいかと思えますけれども、こういった言葉を繰り返し繰り返し暗唱していることによって、いつかきっと思い出して、こういうことだったんだと後でジワジワと役に立つ言葉となると考えています。

34ページです。ここには、今のような言葉だけではなくて、「東京のアルバム」ということで、東京に関係あるような写真資料を入れています。ここには「ゆうやけこやけ」という中村雨紅の作品を載せています。

次の36ページは「東京にすむ生きものたち」ということで、トウキョウヒメハンミョウやトウキョウダルマガエル、トウキョウサンショウオなど、「トウキョウ」という名前のついた昆虫も紹介をしています。

続いて、39ページからは第2章「先人の生き方に学ぶ」です。これは伝記読み物です。第一章で二宮尊徳の言葉を取り上げましたけれども、それと連動するような形で、二宮尊徳の逸話、伝記的なものを入れてあります。全部で6編の読み物を掲載していますが、これらについては、この人たちの幼少期を中心にした逸話等を基にして、子供たちにも親しみをもって偉大な先人の生き方に共感できるような題材を取り上げています。

第3章は、81ページからですが、これも、「自分を見つめて学ぶ」ということで、学習指導要領の小学校低学年で示されている16の内容を盛り込んだ形で、ワークシート形式で使えるような形にしています。

3・4年生版、5・6年生版、全て構成自体は同じで、それぞれの発達段階に応じた形で内容を充実させたものになっています。来年度4月から、子供たちがすぐ使えるようにということで発送します。さらに、これに先立ち、昨年7月に中学校版の「心みつめて」も配り、中学校で少し早めに活用を始めたところです。

以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問ございますか。

【内館委員】 小学校1・2年生版は難しいのではないかという声もありましたが、私はこのくらい難しくベストだと思っています。もっと難しくてもいいぐらいで、例えば最近、学校で習う音楽とか、色々なことがみんな易くなりましたね。時代に合わないとか、この意味は解釈できないだろうからと、ついつい易しい方へ行くので

すけれども、家にいても簡単に聴けるような音楽というのは自分で勝手に聴けばいいわけで、学校で教えるべきは、やはり難しいものも教えなければいけない。それと同じように、私、送っていただいたので「心あかるく」から「心たくましく」まで全部読んだのですけれども、1回目としてはこれで難しいとは思いません。もっとだんだん難しくしていく方向でいかないと、どんどん民度が落ちてきますから、私の気持ちとしては大変良かったと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

【竹花委員】 確認させてください。小学校1・2年生、3・4年生、5・6年生で、道徳の時間は教科として作られているのですか。それとも、総合的な学習の時間の中で行っているのですか。ホームルームの中で行っているのですか。それを教えてください。

【指導部長】 教科にはなっていませんけれども、週1時間、年間35時間は必ず行うことになっています。ですから、総合的な学習の時間の中でやるということではなくて、道徳は道徳で特別にきちんと時間枠を設けて行っています。

【竹花委員】 教科ではないけれども、時間を設けてやるということですか。

【委員長】 教科ではありません。点数は付けません。

【竹花委員】 それは学習指導要領に示されているのですか。

【指導部長】 そうです。道徳の時間ということで、必ず年間35時間は行うことと決まっています。

【竹花委員】 学習指導要領の内容に沿った教科書のようなものはあるのですか。

【指導部長】 国の方で、「心のノート」というものを以前は配布していたのですけれども、それがなくなってホームページに出るだけになりました。今度また復活するようですけれども、それ以外の教材も市販されていますので、学校では、色々なものを使うことができるようにはなっています。

【竹花委員】 そうすると、教科書を選定するような他の教科については、私どもの権限のあるところについては私どもが教科書を選んでいきますけれども、そういう作業は今の道徳の教科書については行われていないわけですね。

【指導部長】 教科ではなく、教科書ではないので行っていません。

【竹花委員】 「心のノート」というかなり前に出されたものを各生徒に毎年渡しているわけですか。

【指導部長】 以前は配布されていました。

【委員長】 いつ止めたのですか。

【指導部長】 仕分けの時になくなりました。

【竹花委員】 そんな話を聞きましたね。それ以降は、先生方が自分で教材を探して、生徒たちに渡すなり何なりして行っていたということですか。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 そうすると、こういう形で東京都が出すというのは、東京都としても初めてですか。

【指導部長】 そうです。

【竹花委員】 恐らく先生たちはこれを基に、年間35時間の中でそれなりの授業を行っていくということが期待されるわけですね。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 それは、そうしろと言っているわけではないのですね。

【指導部長】 はい。それぞれの学校で、例えばこれ以外にも副教材のようなものを教科書会社とか出版社が出しているの、それを使っても構わないわけですが、私たちは、子供たちに伝えたい中身として、今までにないような形のものを作りましたので、是非これを使ってほしいということで周知をしているところです。

【竹花委員】 中学校版については既に配られていますけれども、その活用状況はわかりますか。

【指導部長】 調査そのものはしていません。

【委員長】 調査しましょう。

【指導部長】 はい。この中身が大変良いから道徳の授業で使うようにしているという報告がありますし、今、東京都では道徳授業地区公開講座というものを行って、道徳の授業を地域の方や一般の方にも見ていただいているのですが、そのときにこのテキストを使って一般の方にも公開をしているというような報告も受けているので、これはかなり活用されていると思います。ただ、1年たっていないものですから、ど

のぐらい使っているかというデータのなものについてはまだ取っていません。

【竹花委員】 ある程度の時期を見て、全てでなくていいと思いますけれども、アトランダムに取ってみてください。私たちは学校にこれを使えと命令する権限を持っていませんので、良いものができたからどうぞ御活用くださいと区市町村の教育委員会を指導するまでにとどまりますので、それ以上のことはできないわけですが、道徳の問題についてはアバウトな部分も全体として残していると思いますので、様子をつかんでいただければと思います。同時に、我々も中身については事前に結構議論もさせていただいたので、良いものができたと思いますので、是非とも活用していただけるように、区市町村教育委員会並びに学校現場の先生方にも勧めていただければと存じます。よろしくをお願いします。

【指導部長】 承知しました。

【委員長】 今回の竹花委員の発言に関するのですが、各都道府県でも独自のものを作っています。例えば秋田県なら秋田県出身の偉い人のエピソードとか、そういうものを中心にして副読本のようなものを作って、それを使って授業を行っているようです。どこが市販の教材を使っているかどうかは調べていないのですが、連合会での話は、ほとんどが自分のところで作った副教材で行っているということでした。

【竹花委員】 調査に関連して、活用しているかどうか調査をしていただくのももちろん大事ですが、使っていただいて子供たちの反応はどうか、親御さんの反応はどうかということを含めて、我々が更にこれを改善すべき点があるのかどうかという視点で調査をしていただければ、そんなに大きな抵抗もないのではないかと思いますので、それもよろしくお願ひしたいと思います。

【内館委員】 道徳的価値を教えたり考えたりというのは非常に難しいわけですし、それは一人一人がみんな持っている思いが違うわけですね。これは色々かなり推こうした上でできたものですが、これでどうやるかというのは、何となく現場で上から目線で押し付けられたとか、そういう捉われ方ばかりすると困りますし、そういう懸念もないではないのではないかという気もするのですが、これをどういうふうに使って、具体的にどういう授業を成すべきなのか、一つの方向はあるのですか。

【指導部長】 この教材を使ってどういう授業展開にするかというのは、先ほど説

明した指導資料を併せて作っていますので、それを基に授業が展開できるようにはしてあります。それから、道徳性というものをどのように教えるか。また、教え込むというのは道徳の授業ではなくて、子供たちに考えさせるというのが基本の授業になりますので、その進め方については、指導資料を見て是非実施してもらいたいと思っています。道徳というと、何か価値観のようなものを上から押し付けるような誤解が非常にあるのですけれども、それは道徳の授業が目指しているものではありません。

【内館委員】 それを過剰に取られると困りますね。

【指導部長】 はい。

【委員長】 英国は、多民族社会ということもあって瞑想<sup>めい</sup>の時間というものを設けています。今も変わっていないと思いますが、アワー・オブ・メディテーションというものを1週間に一度行うのですが、メディテイトする宗教については何でもいいということになっています。つまり仏教でもいいし、キリスト教でもいいし、回教でもいい、とにかくその範囲の中で色々瞑想<sup>めい</sup>するのです。そして、今、道徳観とおっしゃいましたけれども、各宗教に共通する、例えば人を殺してはいけないとか、人のものを盗んではいけないとか、そういう道徳観について、生徒に考えさせています。それを市民教育（シチズンシップ・エデュケーション）の出発点としているようです。このように英国でも確かに道徳観の問題は非常に難しく、かなり苦労しているようです。

【瀬古委員】 この教材を読ませていただいて、とても良いと思いました。これはどのぐらいの期間、同じ教材を使う予定なのでしょうか。

【指導部長】 とりあえず1年ごとに作るということではなくて、しばらく使っていただいて、中身についての現場での使い勝手とか、子供たちの反応を把握していく予定です。

【瀬古委員】 スポーツも道徳的なことがたくさんあるのですが、3・4年生のところで人見絹枝さんのことが出ていました。ほかの二つは意外とスポーツのことがなかったもので、スポーツというのは子供たちもかなり興味がありますから、例えば山下選手とラシュワンの決勝戦で、ラシュワンが山下選手の痛めた足を蹴らなかった、そういう良い話もたくさんあるので、もし差替えがあるときにはスポーツも満遍なく入



れていただきたいというのが希望です。

【指導部長】 　　いずれ小学校1年から6年まで全体を通して、この3冊の中で内容は偏りなく、バランスよくというつもりで作っていますので、今の話は、今後中身の改善をするときにもまた検討させていただきたいと思います。

【乙武委員】 　　ほかの教科と比べて、道徳というのは教えるのがとても難しいです。漢字を教えるとか、計算を教えるというのは、うまい下手はあっても、曲がりなりに指導書があれば何とかできるのですけれども、道徳というのは、どちらかという教え込むことの危険性を内館委員もおっしゃっていたのですけれども、もっと言うと、初めから子供たちが答えを知っている学習なんです。お年寄りに親切にしましょうとか、困っている友達がいたら助けてあげましょうとか、当たり前のことを今さら教えられても、ですよねで終わってしまう学習なんです。そこをどう興味を持たせて、自分たちの生活に結び付くような時間にしていくのかとても難しいというのが私も教えていた実感としてあります。

そういった意味では、これをどう指導していくのかという指導書作りがかなり鍵を握っているのかなという気がしています。今申し上げたとおり、既に子供が答えを知っているものを改めて教えるという無意味な時間にするのではなく、この価値観について君たちはどう思うかという話合いができたり、一般的にこれが良しとされている価値観を疑ってみることで、やはりこれは大切にすべき価値観だねということに気付いたり、本当に子供たちが自分で考えてそこに行き着くことのできる学習になるような指導ができればいいなと願っています。

【委員長】 　　私、先ほどははっきり申し上げなかったのですが、英国の場合は、最初は人のものを取ってはいけないとか、傷つけてはいけないとか、そういう極めて当たり前のところから始めています。詳細に調べていないので余り自信はないのですが、高学年になるとそのレベルを上げていっているようです。そのプログラムは割合うまくできていると聞いていますが、その辺の工夫が必要でしょうね。指導書とおっしゃったけれども、その辺の工夫も日本で凝らしていかなければいけないのではないかと思います。

【内館委員】 　　先ほどのラシュワンの問題にしても、道徳的というか、素晴らしい

という考え方も一つあるし、スポーツだから勝たなければ駄目なんだよ、バンバンやれよという意見も当然あるだろうと思うのです。朝青龍みたいな。

【瀬古委員】 闘いだから、良いとか悪いとか、それが大事ですね。

【内館委員】 そうそう。あれはすばらしかった、受ける山下も山下だよという子も中にはいるかもわからない。それで、心配になったのは、今、若い人の言葉を仕事で色々分析したりしているのですが、全ての言葉において異常なまでに気配りなんです。断言しない、回避する。やっけていて嫌になってしまいますよ。そういう状態のときに、自分は本当はラシュワンは間違っていると思うけれども、「ラシュワン、違うだろう」と言ったら、終わった後でいじめられるかもしれない。そういう恐さもあるから、現場は本当に大変だと思うのですけれども、そこは先生は敢然とやってもらいたいですね。先生経験者としてはどうですか。

【乙武委員】 やはり教師が「ラシュワン、すばらしいでしょう。見習いなさい。」という授業にしまうと、それはおかしいんじゃないと思っている子は、確かに異論を挟みにくくなってしまおうと思うのです。ですから、「ラシュワンがこういうことをした、これについてみんなはどう思う？」というような授業であれば、それはおかしいんじゃないと思う子がいれば、きっと自由にその意見を主張できるようになると思うのです。

【内館委員】 言ってもいじめられませんか。

【乙武委員】 はい。「どう思う？」というふうに意見を求める授業であれば、それは大丈夫だと思います。

【瀬古委員】 そういう授業はいいですね。先生が一方向的に価値を押し付けるのはいけないですね。

【乙武委員】 はい。

【委員長】 川淵さんはお辞めになりましたけれども、たまたま川淵さんと私が全く同じように感銘を受けたのが、清水、チルデンのテニスの試合の話です。たしかデビスカップの決勝戦か準決勝か何かで、清水さんはものすごく強くて、チルデンという英国の選手と激闘したのですが、途中でチルデンが転んでしまいました。そのときに清水さんが打ちやすいボールを返した。それがえらい美談になって世界中に流れた

のですが、それに対して、勝負だから、そのとき力一杯打っていれば勝っていたのにという見方もありますが、我々の心には、それがフェアプレイの美談として強く残っています。スポーツは変わりましたから、今の選手とは違うということでしょうけれども、いずれにしても、そういう心に引っ掛かるようなものを是非先生方がこの中から引っ張り出して教えていただくといいと思います。

今のことに関して、研修ではなく説明会と言って、かなり慎重な言葉遣いにしたとの印象を受けましたが、説明会の内容はどのようなプログラムになっているのですか。

【指導部長】 教材集作成に当たって、どういうねらいで作っているのかという趣旨の説明とか、また、併せて作りました指導資料を通して、授業をどういうふうに展開するのか、そういう中身についての説明会をする予定です。

【委員長】 そのときに、色々な要素を加味したベテランの先生が講師をしてくれるといいですね。

【指導部長】 では、説明会の持ち方について少し工夫してみたいと思います。それぞれの学校で道徳の年間計画などを作る担当の先生方に集まっていただいて、この活用をお願いするというような会の予定ですけれども、私どもとしては、これは是非使ってもらいたいものですから、そのような会になるようにしたいと思います。

【委員長】 わかりました。ほかにございませんか。

直接道徳と関係するかどうかは別として、資料をもらったときに思ったのは、東京都は国に先駆けて大改革を行って、中1ギャップ、小1プログラムに対応措置を講じたのですが、その結果、アンケートをやったことによってその施策が非常に効果があるということが出てきました。例えば、道徳と関係すると思うのですけれども、生活習慣ということですが、ルール等を守るといった規律正しい集団行動の状況が改善したと答えている校長先生が、加配校では50パーセントいるのです。未加配校は30パーセントしかいない。全ての項目について、先生を増やしたところの方が顕著な効果が出ているのです。ですから、もちろん今回のように試みを実施することも必要ですが、これと並行して先生の数を増やしていく努力もしなければならない。これは財政的な問題があって非常に難しいと思いますけれども、そこも視野に入れて、是非施策を講じていただければと思います。

よろしいですか。とにかく、これはきちんと説明しましょう。これだけ立派なものを作ったのですから。どのくらい費用がかかったのですか。

【指導部長】 小学校版では、印刷で約5,000万円。それから、正本にするためにプロの編集者をお願いしたので、それが1,600万円です。

【委員長】 7,000万円ぐらいかかっているわけですね。

【指導部長】 はい。

【委員長】 是非無駄にしないように徹底して行ってください。

【指導部長】 はい。

【乙武委員】 今まで道德の副読本を作っていた教科書会社から抗議みたいなものは、おまえ、そんなところに入ってくるなみたいな御意見はあったのですか。

【指導部長】 それは全くないです。もしかすると、これは良いから自分のところでも売りたいと言ってくるかもしれないです。

【委員長】 そうしてもらいたいんですね。

【指導部長】 それはまたわかりませんが。

【瀬古委員】 これは書店に売っていないのですか。

【指導部長】 これはないです。

【瀬古委員】 売ってもいいんじゃないですか。

【指導部長】 それはまた考えます。

【委員長】 もう一つ、これは連合会の仕事だと思いますが、各地方自治体で色々なものを作っています。東京都として、それらを集めてありますか。

【指導部長】 全部ではないけれども、少しはあります。それぞれのところで、こんなものができましたと送ってきてくれるところもあります。

【委員長】 少し積極的に集めてみたらどうですか。なかなか良いものもあって、非常に実効が上がっている地方自治体もありますから、是非よろしくお願いします。

【指導部長】 はい。

【委員長】 それでは、本件については、報告として承りました。

## 参 考 日 程

( 1 ) 教育委員会定例会の開催

3月28日(木)午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてよろしく申し上げます。

【教育政策課長】 次回定例会は、3月28日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催します。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。そのほかございませんか。

【竹花委員】 教育長にお願いしたいと思うのですが、二、三日前の報道で、ある政党が教育委員会を廃止する法案を今国会に上程するということが報道されていました。前にも申し上げましたけれども、教育委員会制度について、最近、殊に大津市の教育委員会の対応の不手際をめぐって、教育委員会制度は要らないという意見が一般のマスコミ市場にも出ていて、それは少し早計じゃないかということを上げてきました。それなりの政党が法案を国会に上程するという状況でもありますし、また、何か政府の方でも色々と教育の在り様についても検討しているし、今後も検討を進めていくというふうに聞いていますけれども、東京都教育委員会としても、そうした動きには無関心であってはならないと思うのです。私は、教育委員会制度に非常に重要な価値があると思っています。教育の政治的中立性、あるいは教育の継続性、安定性を担保するための仕組みとしては、優れた機能を持っているし、それは多分果たしてきたらうと思います。

他方、様々な問題点が指摘されていることも事実です。そういうところで、何が問題とされているのか。当東京都教育委員会としても、そうした件について反省すべき点はないのかどうかということも考えていく必要があると思いますし、また、区市町村教育委員会に対する指導権限を私どもは持っていますので、区市町村教育委員会に対する指導に際しても、そうした議論は大事なことだらうと思います。そうした点で、教育委員会制度をめぐる国レベルでの動きについて少しフォローしていただいて、一度、教育委員会の場で御説明をいただいて、我々も承知をしておきたいし、場合によ

っては、少し誤った見方で、実態を知らないような議論がなされているとすれば、それは東京都教育委員会としてもきちんと御意見を申し上げることも大事ではないかと思えます。

いずれ、そうした最近の動きについて少しフォローして私自身も承知をしておきたいと思えますので、調査の上、御報告いただければと思えます。よろしく願います。委員長、どうですか。それは、我々としてもきちんとフォローしておかないと、我々の知らないうちに東京都教育委員会がなくなりましたというのでは、いかがなものですか。

【委員長】 全く同感です。

【竹花委員】 そういう法律が出るそうですから。報道ですから私は中身を見ておりませんけれども。

【教育長】 分かりました。それにつきましては、時間をきちんと取っていただいて、現在の状況について教育委員会としての議論をお願いできればと思えます。

【委員長】 もう一つ言い忘れましたが、今、道徳の教科化が文部科学省を中心に議論されていますので、それもある程度覚悟しておく必要があります。私個人は、教科化してもどうやって採点するのかと思っていますが、そういう動きもあるようですから、その辺もきちんとフォローしていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前10時58分)